

## 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 準備書の調査審議に係る意見の聴取について

### 1 意見陳述人

2名（意見陳述申出書の概要等は、表1を参照してください。）

### 2 陳述時間

1人あたり10分以内

### 3 意見陳述の流れ

- (1) 意見陳述人に住所及び氏名を述べていただきます。
- (2) 会長の『どうぞ』という合図で計時を開始し、意見陳述を始めていただきます。
- (3) 開始から7分経過した時点で卓上ベルを1回鳴らします。
- (4) 開始から9分経過した時点で卓上ベルを2回鳴らします。
- (5) 開始から10分経過した時点で卓上ベルを3回鳴らしますので、直ちに意見陳述を終了していただきます。
- (6) 意見陳述の終了後、審査会は、意見陳述人に対して質疑をすることができます。なお、意見陳述人は、審査会に対して質疑をすることができません。

### 4 注意事項等

- (1) 意見陳述人は、標記事業に係る環境影響評価準備書及び準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類についての環境保全の見地からの意見以外の発言はできません。
- (2) 意見陳述を補佐するために必要な場合は、意見陳述人1人につき、1人の補佐人が認められています。ただし、補佐人は発言することができません。
- (3) 陳述内容の録音や録画等はありません。
- (4) 陳述内容は、個人情報伏せの上で審査会の会議録として公開されます。ただし、意見陳述人の住所は区名まで公開されます。
- (5) その他の注意事項等は「横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手続に係る実施要領」（別紙）に定めるところによります。

（裏面あり）

表 1 意見陳述の順番及び意見陳述申出書の概要

順番	陳述人	住所 <sup>**</sup>	陳述しようとする意見の概要
1	陳述人A	瀬谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本事業実施区域最北部の物流地区、観光賑わい地区の谷戸には田んぼが広がり、原風景をとどめて居る。</li> <li>• 瀬谷環境ネットで行われた、いきもの観察で確認された生物のうち、特に重要と思われる生物は次のとおりである。これら以外にも谷戸田の環境でしか見られない生物がたくさんいることを知って欲しい。              動物：イタチ、カヤネズミ              野鳥：ノスリ、セッカ（繁殖）、ヒバリ（繁殖）、オオジシギ、サシバ              水生生物：トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、メダカ、淡水シジミ、マメシジミ、アオカワモズク              昆虫：ハラビロカマキリ、ハリガネムシ              植物：オオアカバナ、イチリンソウ              （申出書に生物の写真の添付あり。）</li> <li>• これらの生物が物流地区・観光賑わい地区に存在し、特に野鳥や動物は広い面積を含む環境が整わなければ存続できないこと考慮すべきである。</li> <li>• 公園整備事業実施区域内で保全対象種の生息環境を創出しているが、相沢川流域の谷戸の面積の70%以上が埋め立てられ、川は切回し及び暗渠化する状態で公園整備事業実施区域内にどのように創出するのか。</li> <li>• 公園整備事業者と協議を行っていく旨の都市計画決定権者の見解が示されているが、公園整備事業者が保全対象種の生息環境を創出出来ない場合、埋め立てた後では元も子もない。両事業は並行して進めなければ納得できる回答は得られない。</li> <li>• 都市計画決定権者には、環境を正しく評価できる専門家はいないのか。動物、植物、昆虫、水生生物の専門家を交えて意見に対する見解を示して欲しい。</li> </ul>

順番	陳述人	住所※	陳述しようとする意見の概要
2	陳述人B	瀬谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画決定権者の見解「地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています」について、公園整備事業実施区域内における環境保全措置エリアでの対策に偏っており、本事業実施区域内での自然環境を活かした具体的な取り組みが示されていない。本事業実施区域内においても、現在の地形・形状や相沢川等の自然をいかした土地利用を実現頂きたい。</li> <li>・ 本事業実施区域の約半分は公用地であること、民意として「自然環境を残して欲しい」という意見が根強いことを念頭に、本事業実施区域内においても、もう一步踏み込んだ自然環境を活かした土地利用計画を再考頂きたい。</li> <li>・ 特に子供たちの自然環境教育の場の創出を目的に、現在の水田や河川の一部も活用した土地利用計画を要望する。自然環境教育の聖地のようなブランド構築ができれば、新たな地域の賑わい創出にも繋がると思われる。</li> <li>・ 相沢川における保全対象種の生息環境の創出について、このエリアの自然環境の代替機能として、公園整備事業実施区域内のみでの環境保全措置は困難ではないかと懸念している。環境保全措置の妥当性についての専門家の見解を示して頂きたい。</li> <li>・ 環境保全措置として必要な機能や仕様は環境影響評価を担う専門家に委ねるが、次の点に留意して検討を行い、評価結果を示していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本事業区域内で失われる自然環境を十分に代替できるのかどうか、保全生態学等のサイエンスに根差した評価を行うこと。</li> <li>② 相沢川から取水する水路でも多様な水生生物が観察され、イタチや野鳥等の生息環境になっている。開水路としての相沢川の機能を正しく評価したうえで、暗渠化により失われる環境の代替措置を検討すること。</li> <li>③ 公園整備計画ではドッグランや野球場等も予定されているが、環境保全措置としての自然環境空間を確保すること。</li> </ul> </li> <li>・ 生物多様性のシンボルとなるような自然保護区・サンクチュアリーのような空間創出を希望する。</li> <li>・ 公園整備事業実施区域における環境保全措置が不十分な場合には、本事業実施区域においても具体的な環境保全措置を実施頂きたい。</li> <li>・ 環境保全措置が保全生態学等のサイエンスに根差して適正に調査検討・計画されているかを正しく評価するためにも、本事業と公園整備事業の環境影響評価手続きは同時進行で進めて頂きたい。</li> </ul> <p>(申出書に祭り等の写真や降雨量のグラフの添付あり。)</p>

※本事業の関係地域は、旭区、瀬谷区です。

## 横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手續に係る実施要領

制 定 平成23年10月28日  
改 正 令和3年3月17日

(趣旨)

第1条 横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)第30条第2項又は第59条第5項に基づく横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)による意見の聴取に関し、横浜市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(意見陳述の申出等)

第2条 規則第30条第1項の規定による申出は、意見陳述申出書(第1号様式)、若しくは、任意の様式に申出書様式に記載のあるすべての事項を記載した書面、又は横浜市電子申請・届出システムのいずれかにより行わなければならない。

2 意見陳述申出書の提出期間は、条例第30条第1項、第59条第4項の規定による縦覧期間とする。

(意見の聴取を行う者の選定等)

第3条 規則第30条第2項の規定による選定は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により申出をした者のうちから選定する。

(1) 意見聴取の選定人数は、対象事業ごとに原則10名程度までとする。

(2) 申出をしたすべての者の陳述が困難であると審査会が認める場合、意見の要旨を同じくする者のうちから、それぞれ抽選により審査会が意見陳述人の選定を行うものとする。

2 規則第30条第4項の規定による通知は、意見陳述人選定結果通知書(第2号様式又は第3号様式)により行うものとする。

(意見の陳述の回数及び時間)

第4条 意見の聴取は原則審査会の会議1回の範囲内で行うこととする。

2 規則第30条第3項の規定による意見陳述の時間は、1人あたり10分以内とする。ただし、審査会は、必要に応じてこれと異なる時間を定めることができる。

(意見の陳述等)

第5条 意見陳述人は、発言をしようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

2 意見陳述人は、意見の陳述において、当該案件に係る環境保全の見地からの意見以外の事項を発言してはならない。

3 会長は、意見の陳述が第4条第2項に定める陳述時間を超えたときは、その発言を禁止することができる。

4 会長は、意見の陳述中に不穏当な言動があったときは、その言動を禁止するとともに、発言の撤回を求めることができる。

5 前2項において、意見陳述人が会長の指示に従わない場合、会長は、意見陳述人に退場を命ずる

ことができる。

- 6 意見陳述人は代理人に意見を述べさせることができない。
- 7 意見陳述の順番は、原則として意見陳述申出書の提出順とする。

(質疑)

第6条 審査会は、意見陳述人に対し、質疑をすることができる。

- 2 意見陳述人は、審査会に対し質疑をすることができない。

(資料の使用等)

第7条 意見陳述の際に資料を使用する場合、意見陳述人は、自らの責任で資料を用意することとする。

- 2 意見陳述の際に、配布した資料以外に掲示物等の資料又は電子データ等を使用する場合には、意見陳述人は、その原本又は写し等を事務局に対し提供する。

(補佐人)

第8条 意見陳述を補佐するため必要な場合は、意見陳述人1人につき、1人の補佐人を認めるものとする。

- 2 補佐人は発言することができない。

(録音、録画等の禁止)

第9条 意見陳述人又はその補佐人(以下「意見陳述人等」という。)が、意見陳述の内容の録音、録画等をすることは認めない。

(秩序維持)

第10条 意見陳述人等が酒気を帯びていると認められる場合、審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している場合には、審査会は意見の聴取を取りやめることができる。その場合、会長は、当該意見陳述人等に対し、審査会会場への入室を禁じ、又は退場を命ずることができる。

- 2 意見陳述人等は審査会会場において、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような言動を行ってはならない。これに違反するとき、会長は、当該言動を禁止し、これに従わないときは退場を命じることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年3月14日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から実施する。